

## ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
◎自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

◇奇数月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

\*法律相談は予約制。月初めから受付。  
無料での相談は一人1回です。

## 障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

## 人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 4月19日（水） 9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会

☎ 082-423-7752

## 高齢者総合相談・介護家族相談

相談内容	曜日	時間
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

## いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）

9時～18時

※4/16（日）は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

## 出張年金相談

日時 第2水曜日 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

※相談は予約制です。

※相談日前々日の12時までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

## 県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

場所 広島県庁農林庁舎1階（広島市中区基町10-52）

問い合わせ 広島県生活センター ☎ 082-223-8811

## 行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二（忠海中町）☎ 26-0607

## 消費生活相談室便り

～「何でも買い取る」という訪問購入事業者にご注意ください～

## 〈相談内容〉

古い靴や不要品など、何でも買い取るという電話がかかってきた。不要品があるので自宅に来てもらうよう依頼したが、信頼してよいのだろうか。

## 【法律の規制があります】

自宅等へ買い取り事業者が訪れ、物品を購入することを「訪問購入」といい、訪問販売と同じように法律で規制されています。

事業者は訪問に先立ち、訪問購入の勧誘を行ってよいか、消費者に勧誘を受ける意思の確認をしなければならず、その際、事業者名や購入する物品の種類などを伝えなくてはなりません。物品の査定のみを希望し、訪問購入を求めている消費者を勧誘することは禁止されています。

## 【クーリングオフが可能です】

また、法律で定められた契約書面の交付義務があり、書面受け取り日から8日間はクーリングオフが可能です。クーリングオフ期間内であれば、物品の引渡しを拒むことができます。

## 【トラブルにあわないために】

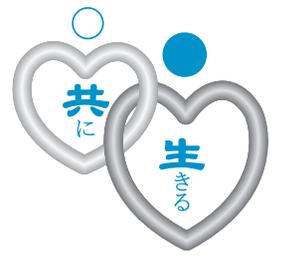
訪問後、不用品には目もくれず貴金属はないかと問われたり、物品引渡し後のクーリングオフできないと言われるなどのトラブルも見られます。

見知らぬ事業者に一人で対応することは避け、安易に家へ招き入れないように心がけましょう。

また、契約後もクーリングオフ期間内は商品を手元に置き、いったん冷静に考えてみるようにしましょう。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、

消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



## 障害のある人を 虐待から守るために

平成24年10月1日に、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」）が施行され、障害のある人に虐待を行わないことはもちろんですが、虐待を発見した場合、すべての人に通報が義務付けられました。虐待防止への知識と理解を深め、障害のある人の人権を尊重し、障害のある人もない人も共に助けあう社会をめざしていくことが求められています。

### 障害者虐待防止法の概要

#### ○目的

障害のある人の尊厳や権利を脅かす虐待を防ぐとともに、障害のある人の養護者に対する支援を行う。

#### ○対象者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の障

害や、社会的障壁により、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人

#### ○虐待の行為者

●養護者  
現に障害のある人を養護する家族、親族、同居人等

●障害者福祉施設従事者等

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業等の従事者

●使用者

障害のある人を雇用する事業主

#### ○虐待行為の種類

##### ●身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為など

（例：殴る、蹴るなど）

##### ●性的虐待

無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること

（例：性的関係の強要、裸にするなど）

##### ●心理的虐待

障害のある人を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること

（例：怒鳴る、ののしるなど）

##### ●放棄・放任

食事や排泄など身の世話を介助をせず、障害のある人の心身を衰弱させること

（例：十分な食事を与えない、必要な医療等をうけさせないなど）

#### ●経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり、日常生活に必要なお金をわたさないこと（勝手に財産や預貯金を使うなど）

### 虐待防止のために

虐待をしている人は虐待をしているという認識がない場合があり、虐待を受けている人も虐待を受けているという認識がなく、被害を訴えられないこともあります。

また、家庭の中で発生する虐待は、養護者が介護疲れからストレスを抱えていたり、重い負担が原因になっていることがあり、養護者が孤立しないよう社会で支援していく必要があります。

### 市の取組

市では、障害のある人の尊厳を害し、自立・社会参加を妨げる虐待の早期発見・早期対応を行うため、平



## 広島県西部東保健所 サテライト業務の実施

平成29年度も毎月第1火曜日10時から15時に、市民館で、広島県西部東保健所サテライト業務を実施します。

保健所サテライトでは、食品関係営業許可・届出などの受付や申請・届出の手続きに係る相談を行っています。

#### 問い合わせ

広島県西部東保健所生活衛生課

☎082-422-6911（代表）

#### 相談・通報・届出先

竹原市障害者虐待防止センター

（竹原市社会福祉協議会内）

☎24-6007

成26年8月から竹原市障害者虐待防止センターの業務を竹原市社会福祉協議会に委託し、24時間、相談や通報・届出の受付を行っています。虐待を疑うことがあれば、一人で抱え込まず、まずはご相談ください。